

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 10 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	36	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（駅西地区）	事業番号	(1)-2-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(132,168) 千円 236,077 千円	全体事業費	(132,168) 千円 236,077 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。 その中においてＪＲ双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。 上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
帰還を希望する町民のためにＪＲ双葉駅西側地区に災害公営住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した町民の家賃の低廉化を行う。 【入居開始時期及び整備戸数（災害公営住宅）】 令和 4 年 10 月： 8 戸 令和 5 年 10 月： 3 戸 令和 6 年 6 月： 19 戸 合 計 30 戸 【復興計画等における位置づけ】 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）（令和 4 年 6 月策定）」における「第 3 章双葉町復興まちづくりの戦略」、町営住宅などの住宅整備を推進し、住みやすい、住みたくなる環境をつくるとしている。早期帰還を希望する町民や就業者の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。					
当面の事業概要					
■家賃の低廉化に要する費用 令和 7 年度 103,909 千円 総戸数 30 戸 うち入居戸数 25 戸 うち対象戸数 25 戸					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
当町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになったが、長期の避難により震災前の住居が老朽化し住むことができないという事例が見受けられる。また、まだ避難指示解除されていない地区もあることから、町内で居住できる環境を整備し、生活再建に資する支援を行うことで、住民の帰還促進を図る。
関連する事業の概要
【中野地区復興産業拠点の整備】 双葉町の中野地区に「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1－3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 0 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	37	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業（駅西地区）	事業番号	(1)-3-1
交付団体	福島県双葉町		事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(5,336 千円) 8,716 千円		全体事業費	(5,336 千円) 8,716 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。 その中においてＪＲ双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。 上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として災害公営住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
帰還を希望する町民のためにＪＲ双葉駅西側地区に災害公営住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した町民の家賃の低減化を行う。 【入居開始時期及び整備戸数（災害公営住宅）】 令和 4 年 10 月： 8 戸 令和 5 年 10 月： 3 戸 令和 6 年 6 月： 19 戸 合 計 30 戸 【復興計画等における位置づけ】 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）（令和 4 年 6 月策定）」における「第 3 章双葉町復興まちづくりの戦略」、町営住宅などの住宅整備を推進し、住みやすい、住みたくなる環境をつくるとしている。早期帰還を希望する町民や就業者の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。					
当面の事業概要					
■家賃の低廉化に要する費用 令和 7 年度 3,380 千円 総戸数 30 戸 うち入居戸数 25 戸 うち対象戸数 17 戸					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
当町は令和4年8月30日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになったが、長期の避難により震災前の住居が老朽化し住むことができないという事例が見受けられる。また、まだ避難指示解除されていない地区もあることから、町内で居住できる環境を整備し、生活再建に資する支援を行うことで、住民の帰還促進を図る。
関連する事業の概要
【中野地区復興産業拠点の整備】 双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

（様式 1－3）

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 0 月時点

※本様式は 1－2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	38	事業名	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業（駅西地区）	事業番号	(1)-6-1
交付団体		福島県双葉町	事業実施主体（直接/間接）	福島県双葉町（直接）	
総交付対象事業費		(29,825 千円) 24,193 千円	全体事業費	(29,825 千円) 24,193 千円	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
当町では、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月策定）」により、町域の 4%の避難指示解除準備区域から双葉駅周辺の比較的線量が低い地域にかけてのエリアを「町内復興拠点」と定め、当該エリアを中心に復旧・復興事業を重点的に進めているところである。 その中において J R 双葉駅周辺地区は、双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画（以下「拠点計画」という。）の中心地区であり、「双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進する」ことによって帰還・移住等環境整備を実施してきた。 上記の「新たな生活の場」を確保するため、双葉駅西側地区に東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、避難を余儀なくされた帰還困難区域の町民など経済的理由により住宅再建ができない町民の帰還にあたり、安心して生活できる居住環境整備として福島再生賃貸住宅を整備し、住宅に入居する方々の速やかな生活再建に資するため、居住の安定確保を図る。					
事業概要					
帰還を希望する町民、及び新たに転入する移住者のために J R 双葉駅西側地区に福島再生賃貸住宅を整備し、令和 4 年 10 月から入居を開始する。入居した住民の家賃の低廉化を行う。 【入居開始時期及び整備戸数（福島再生賃貸住宅）】 令和 4 年 10 月： 17 戸 令和 5 年 4 月： 9 戸 令和 5 年 10 月： 2 戸 令和 6 年 6 月： 28 戸 合 計 56 戸 【復興計画等における位置づけ】 「双葉町復興まちづくり計画（第三次）（令和 4 年 6 月策定）」における「第 3 章双葉町復興まちづくりの戦略」、町営住宅などの住宅整備を推進し、住みやすい、住みたくなる環境をつくるとしている。早期帰還を希望する町民や就業者の受け皿として、災害公営住宅や公的賃貸住宅（集合・戸建て）を整備する。					
当面の事業概要					
■家賃の低廉化に要する費用 令和 7 年度 24,193 千円 総戸数 56 戸 うち入居戸数 51 戸 うち対象戸数 51 戸					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
当町は令和 4 年 8 月 30 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され住民が居住できるようになったが、帰還する町民だけでなく、新たに移住・転入する住民を迎え入れるための住環境を整備する。
関連する事業の概要
【中野地区復興産業拠点の整備】 双葉町の中野地区に、「事業再開や企業誘致の受け皿として、事業用地や共同事業所等」の整備を推進することで、双葉町の復興の先駆けとなる復興産業拠点の早期整備を図り、町への人の流れを創出する。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（双葉町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業
等個票

令和 7 年 1 0 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	51	事業名	双葉運動公園整備事業【基金型】	事業番号	◆(1)-13-1-1
交付団体	双葉町		事業実施主体（直接/間接）	双葉町（直接）	
総交付対象事業費	(0) 5,091,112（千円）		全体事業費	(0) 5,091,112（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
これまで双葉町は全域での避難指示が継続していたが、令和 2 年 3 月 4 日に中野地区復興産業拠点を中心とする避難指示解除準備区域及び J R 双葉駅周辺の避難指示が解除され、令和 4 年 8 月 3 0 日に特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された。 双葉海浜公園・双葉海水浴場は町民憩いの場所としてなくてはならないものであったが、震災により砂浜や松林が消失し、現在は海岸防災林や中間貯蔵施設の用地となっており、使用することは不可能である。 令和 4 年 6 月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第三次）において、復興まちづくり戦略の一環として海沿いの屋外空間を活かしたアクティビティが楽しめる環境や施設等の整備を進めることとしている。双葉海浜公園・海水浴場の機能を持ちあわせた施設の整備を進め、人の循環や賑わいを創出し、併せて防災機能を備えた都市公園として整備することで、住民が安全で安心して生活できる環境を確保するとともに、避難住民の早期帰還及び双葉町への移住者の拡大を促進し、地域の再生を加速化させることを目標とする。					
事業概要					
【整備内容】 ・都市公園 分類：6・5・1 双葉運動公園（仮称） ・整備箇所 双葉町大字中野字谷地前及び羽山前の一部 ・面積 A=約 15ha ・基盤整備（敷地造成 N=1 式、排水施設 N=1 式等） 【双葉町復興まちづくり計画(第三次)における位置付け】 第 3 章 双葉町復興まちづくりの戦略 ③アクティビティエリア：海沿いの屋外空間を活かしたアクティビティ環境の整備 かつて双葉海水浴場は環境省の快水浴場百選に選ばれるなど、県内外から観光客が訪れる場でした。 双葉町の復興のシンボルとして、海水浴場やキャンプ施設など屋外空間を活かしたアクティビティが楽しめる施設等の整備を検討し、賑わいが生まれる場の創出を目指します。					
当面の事業概要					
令和 7 年度 ・基本設計（造成及び公園） ・事業認可に向けた法定手続きの実施 ・用地買収準備 当該エリアの地権者の意向を伺いつつ、事業認可後に用地買収する準備を行う。 ・その他 将来管理を見据え事業者ヒアリングを実施し、指定管理者の候補や PFI 実施の可能性を探る。					

令和８年度 実施設計、用地買収 令和９年度～１１年度 造成工事等
地域の帰還・移住等環境整備との関係
・隣接する中野地区での企業の立地に加えて、駅西地区での住環境の整備も進む中で、かつての町民の憩いの場であった海浜公園を再生し、運動、健康増進や交流の機会をつくる場の早期再開が望まれている。 ・当該施設については指定管理者制度やPFIの活用により、民間事業者が管理運営を実施する予定であるため、新たな雇用が生まれる施設であり、地元住民の帰還促進や移住などに資することが期待される。 また、令和７年１０月現在、町内にてイベントができる町有地はないため、当該施設の整備後は、かつてのイベント等を開催することで、町民が双葉町に戻る機会が増えてくるため、帰還を検討している町民の背中を押すことも期待される。
関連する事業の概要
〈県事業〉 ・福島県復興祈念公園（令和２年９月一部オープン） ・東日本大震災・原子力災害伝承館（令和２年９月オープン） 〈町事業〉 ・中野地区 一団地の復興再生拠点市街地整備形成施設事業（平成２９年７月より実施） ・双葉町産業交流センター（令和２年１０月オープン） ・双葉駅西側第一地区 一団地の復興再生拠点市街地整備形成施設事業（平成３０年７月より実施） ・双葉駅西側第二地区 一団地の復興再生拠点市街地整備形成施設事業（令和２年１１月より実施） ・災害公営住宅（令和４年８月入居開始） ・双葉町新庁舎（令和４年９月開庁）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(1)-13-1
事業名	復興祈念公園整備事業（基金型）
交付団体	福島県
基幹事業との関連性	
○福島復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出し、併せて福島県相双地域における地域防災拠点の機能を有する都市公園（災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための敷材や生活物資の中継としての機能を発する都市公園）として平成30年度に事業着手。 ○その際、主な防災機能（救援活動拠点、自衛隊前線基地、緊急物資供給基地、インフラ復旧基地、災害瓦礫仮置き場等）の配置計画の案を策定。 ○このうち医療品や水など緊急物資の供給基地としての機能については、緊急物資を効率的に供給する必要がある、緊急物資の集積、荷さばきスペースを確保することで迅速な物資供給が可能となる。 ○災害瓦礫の仮置きにおいても、運ばれてきた災害瓦礫等を分別・保管するスペースを確保することで、安全で効率的に仮置きをすることが可能となる。 ○多目的広場においては、「緊急ヘリポート」として利用が可能となる。 ○このため、復興祈念公園に隣接する双葉運動公園においても緊急物資の集積、荷さばきスペース、及び災害瓦礫等の分別・保管スペースを確保し、双葉運動公園と復興祈念公園が相互に連携することで緊急時の地域防災拠点としての対応が可能となる。 ○また、平時の利用においても隣接する復興祈念公園と双葉運動公園が相互に連携し、各種イベント等に	

よる県内外から訪れる双葉運動公園の利用者を復興祈念公園に導くことで、多くの人に震災・事故の経験や教訓・復興のあゆみを発信することが可能となる。

○以上のことから、双葉運動公園を復興祈念公園の効果促進事業として実施する。

<参考>

1 復興祈念公園を中心とした地域防災力を向上させるための双葉運動公園（仮称）の役割

(1) 防災公園としての復興祈念公園

復興祈念公園は、防災機能を備えた都市公園として、「救護、救援活動の拠点」、「自衛隊の駐屯」、「緊急ヘリポート」、「緊急物資の供給基地」、「インフラ復旧のための資機材等置場」、「災害廃棄物の一時置場」などの役割を担っている。

(2) 双葉運動公園（仮称）を緊急物資の集積、荷さばきスペース、及び災害瓦礫等の分別・保管スペースとして活用

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出する都市公園として整備しており、限られたオープンスペースで防災拠点として期待する役割を十分に機能するためには、効率的な緊急物資等の供給が必要である。

このことから、双葉運動公園が有するオープンスペースを緊急物資の仮置きや荷捌きのスペース、及び災害瓦礫等を分別・保管するスペース、緊急時にはヘリポートとして活用することにより、復興祈念公園の防災機能を十分に発揮することができる。

また、緊急度や優先度に応じたユーティリティが求められることから、オープンスペースの使用目的や用途を設定せず、一時避難地としての機能や、人、モノが自由に展開できる場としてスペースを確保し、復興祈念公園と互いの防災機能を強化することができる。

(3) 緊急時における衛生的な医療環境の提供

管理棟内のスペースや給湯施設、トイレ等を活用し、重傷者や負傷者に清潔で衛生的な医療環境を提供することが可能。

(4) 広域輸送基地としてヘリポートを提供

重傷者の搬送や緊急物資の輸送の際は、復興祈念公園のサブヘリポートとしてオープンスペースを活用する。

2. 「追悼と鎮魂」、「記憶の伝承」、「復興の発信」を促進する双葉運動公園の役割

(1) 復興祈念公園の目的

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、国営追悼・祈念施設と一体的に整備することとしている。

(2) 双葉運動公園（仮称）の利用者を復興祈念公園に導く

平時には各種イベント等を開催し、県内外から多くの人々を当地に呼び込み、復興祈念公園に導くことによって、多くの人に震災・事故の経験や教訓・復興のあゆみを発信することが可能となる。

(3) 日常の賑わいと震災の記憶が繋がる空間

双葉運動公園（仮称）は、交流の場として賑わいを取り戻すための重要な施設となり、一方で、隣接する復興祈念公園には静寂な国営の「追悼と鎮魂の丘」が整備され、動と静の連続した空間が広がることになる。

双葉運動公園と復興祈念公園では、人々が違う目的で時間を過ごす、一帯の空間の中でそれぞれの施設の目的を認識し、互いの空間に思いを馳せることによって、震災の悲しい記憶から日常の生活を取り戻した喜びを同時に強く感じ取ることができる。